

## 資料 4

### 各登録機関からのヒアリング資料

- 資料 4 - 1 社団法人日本ボイラ協会
- 資料 4 - 2 社団法人日本クレーン協会
- 資料 4 - 3 公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会
- 資料 4 - 4 株式会社損害保険ジャパン
- 資料 4 - 5 HSB ジャパン株式会社
- 資料 4 - 6 シマブンエンジニアリング株式会社
- 資料 4 - 7 公益社団法人産業安全技術協会
- 資料 4 - 8 社団法人日本作業環境測定協会

登録機関ヒアリング項目シート（法人名：社団法人日本ボイラ協会）

項目	内 容																								
<p>1 法人の概要 （例：設立日、組織・体制、登録事業の種類、各登録事業の沿革（登録年月日、事業の実施状況））</p>	<p>設立日：昭和 21 年 11 月日本汽罐協会として設立。 昭和 24 年 5 月日本ボイラ協会と改称</p> <p>組織・体制： 本部 4 部 1 センター 1 室（職員数 27 人） 検査事務所（駐在事務所を含む） 40（職員数 217 人）</p> <pre> graph TD     H[会長] --- HC[副会長]     HC --- E[専務理事]     E --- D[理事]     D --- S[監事]     D --- B[本部]     B --- TG[総務部]     B --- KE[経理部]     B --- TK[技術普及部]     B --- KA[検査部]     B --- KS[監査室]     B --- KQ[品質システム審査センター]     B --- KJ[検査事務所(33)]     KJ --- KZ[駐在事務所(7)]     </pre> <p>登録事業の種類：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造時等検査（特定廃熱ボイラー）平成 8 年 7 月 9 日指定</li> <li>・ 性能検査（ボイラー、第一種圧力容器）昭和 28 年 6 月 8 日指定</li> <li>・ 個別検定（第二種圧力容器、小型ボイラー、小型圧力容器）第二種圧力容器は昭和 35 年 2 月 18 日指定、小型ボイラー、小型圧力容器は昭和 50 年 12 月 17 日指定</li> </ul> <p>※ いずれも平成 16 年 3 月 31 日をもって登録機関に移行</p> <p>登録事業の実施状況：実施件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造時等検査</td> <td>2</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>性能検査</td> <td>105,331</td> <td>103,045</td> <td>101,163</td> <td>98,249</td> <td>95,431</td> </tr> <tr> <td>個別検定</td> <td>219,702</td> <td>214,069</td> <td>190,409</td> <td>140,827</td> <td>129,679</td> </tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	21	22	製造時等検査	2	12	10	4	0	性能検査	105,331	103,045	101,163	98,249	95,431	個別検定	219,702	214,069	190,409	140,827	129,679
年度	18	19	20	21	22																				
製造時等検査	2	12	10	4	0																				
性能検査	105,331	103,045	101,163	98,249	95,431																				
個別検定	219,702	214,069	190,409	140,827	129,679																				

<p>2 登録事業の今後の見通しと対応</p>	<p>登録事業の動向：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造時等検査については、検査件数は毎年1桁程度であるが、登録機関で検査を行う機械等の拡大により増加する可能性がある。</li> <li>・性能検査については、設置基数の漸減により毎年2.3%減少し、登録機関制度となった平成16年度に比べ、22年度は14.0%減少している。</li> <li>・個別検定については、リーマンショックを契機とした景気後退等により大きく減少し、平成22年度は3年前に比べ39.4%減少している。</li> <li>・わが国の産業構造の変化等を考えると、この傾向は今後も続くものと思われる。</li> </ul> <p>協会の対応：事業規模の縮小に応じて、職員の削減、検査事務所の再編成、経費の節減等に取り組んできており、今後もこの取組みを続けることとしている。</p>
<p>3 登録基準の評価、緩和等に関する要望</p>	
<p>4 その他の意見・要望</p>	

備考：必要に応じ、資料を添付すること。

平成 23 年 10 月 26 日

第 3 回指定登録制度改革検討委員会

登録機関ヒアリング項目シート（法人名：社団法人 日本クレーン協会）

項 目	内 容																										
<p>1 法人の概要 （例：設立日、組織・体制、登録事業の種類、各登録事業の沿革（登録年月日、事業の実施状況））</p>	<p>設立日 昭和 38 年 9 月 5 日</p> <p>組織・体制 ・本部：総務部 経理部 技術普及部 検査部 ・検査事務所：41 検査事務所 検査員 166 名（うち非常勤 26 名）</p> <p>登録事業の種類 ・性能検査（クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、ゴンドラ） ・型式検定（クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置）</p> <p>登録事業の沿革 ・性能検査</p> <table border="1" data-bbox="555 974 1321 1317"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>登録（指定）年月日</th> <th>平成 22 年度検査台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クレーン</td> <td>昭和 39 年 7 月 1 日</td> <td>45,725</td> </tr> <tr> <td>移動式クレーン</td> <td>昭和 39 年 7 月 1 日</td> <td>13,388</td> </tr> <tr> <td>デリック</td> <td>昭和 39 年 7 月 1 日</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>エレベーター</td> <td>昭和 47 年 4 月 8 日</td> <td>26,255</td> </tr> <tr> <td>ゴンドラ</td> <td>昭和 46 年 4 月 23 日</td> <td>7,574</td> </tr> </tbody> </table> <p>・型式検定</p> <table border="1" data-bbox="555 1361 1321 1512"> <thead> <tr> <th rowspan="2">登録（指定）年月日</th> <th colspan="2">平成 22 年度検定件数</th> </tr> <tr> <th>新規</th> <th>更新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和 48 年 10 月 5 日</td> <td>10</td> <td>46</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	登録（指定）年月日	平成 22 年度検査台数	クレーン	昭和 39 年 7 月 1 日	45,725	移動式クレーン	昭和 39 年 7 月 1 日	13,388	デリック	昭和 39 年 7 月 1 日	31	エレベーター	昭和 47 年 4 月 8 日	26,255	ゴンドラ	昭和 46 年 4 月 23 日	7,574	登録（指定）年月日	平成 22 年度検定件数		新規	更新	昭和 48 年 10 月 5 日	10	46
種 類	登録（指定）年月日	平成 22 年度検査台数																									
クレーン	昭和 39 年 7 月 1 日	45,725																									
移動式クレーン	昭和 39 年 7 月 1 日	13,388																									
デリック	昭和 39 年 7 月 1 日	31																									
エレベーター	昭和 47 年 4 月 8 日	26,255																									
ゴンドラ	昭和 46 年 4 月 23 日	7,574																									
登録（指定）年月日	平成 22 年度検定件数																										
	新規	更新																									
昭和 48 年 10 月 5 日	10	46																									
<p>2 登録事業の今後の見通しと対応</p>	<p>・性能検査 今後、産業構造の変化、事業場の海外移転が進行するほか、建設投資の減少が見込まれることから、検査台数は、全体として減少していくものと考えられる。 このため、検査員の削減、検査事務所の体制等について見直し、コストの削減に努めることとしている。</p> <p>・型式検定 検定件数の変化は少ないと見込んでおり、事業規模も小さいことから、特に対応は考えていない。</p>																										

<p>3 登録基準の評価、緩和等に関する要望</p>	<p>性能検査機関及び型式検定機関としての中立性、公平性、検査・検定能力を担保するための登録要件は必要である。</p> <p>検査員は、一定の学科研修及び検査実習を修了した者でなければならないとされているが、学科研修、検査実習とも登録性能検査機関が行うこととされているため、新たに参入しようとする機関では、検査員を養成することができないこととなる。</p> <p>また、検査員であって一定の条件に適合する者が検査員を指揮するとともに性能検査業務を管理することとされており、当該者についても検査員であることが条件であるため、上記と同様に、新たに参入しようとする機関では養成することができないこととなる。</p>
<p>4 その他の意見・要望</p>	

備考：必要に応じ、資料を添付すること。

平成 23 年 10 月 26 日

第 3 回 指定登録制度改革検討委員会

登録機関ヒアリング項目シート（法人名：公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会）

項目	内容																				
1 法人の概要	<p>(1)設立 昭和 36 年 6 月 7 日</p> <p>(2)組織・体制 本部（5 部）＋地方事務所（18 事務所）            役員：会長、副会長、専務理事、常務理事、常任理事、理事、監事            職員：178 人（H23.10.1 現在）</p> <p>(3)登録事業の種類、沿革等            平成 16 年 3 月 31 日から登録機関となる。            ①製造時等検査：特定廃熱ボイラー（平成 8 年指定）、            ②性能検査：ボイラー・第一種圧力容器（昭和 37 年指定）、            クレーン・移動式クレーン・デリック（昭和 39 年指定）、            エレベーター・ゴンドラ（昭和 47 年指定）            ③個別検定：第二種圧力容器（昭和 36 年指定）            小型ボイラー・小型圧力容器（昭和 50 年指定）            ④技能講習：ボイラー取扱い技能講習、小型移動式クレーン            運転技能講習等            ⑤実技教習：移動式クレーン運転実技教習</p> <p>(4)登録事業の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造時等検査</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>性能検査</td> <td>47,726 件</td> <td>46,455 件</td> <td>45,257 件</td> </tr> <tr> <td>個別検定</td> <td>22,418 件</td> <td>17,637 件</td> <td>19,363 件</td> </tr> <tr> <td>技能講習・教習</td> <td>22,078 人</td> <td>19,243 人</td> <td>16,472 人</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	製造時等検査	0	0	0	性能検査	47,726 件	46,455 件	45,257 件	個別検定	22,418 件	17,637 件	19,363 件	技能講習・教習	22,078 人	19,243 人	16,472 人
年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度																		
製造時等検査	0	0	0																		
性能検査	47,726 件	46,455 件	45,257 件																		
個別検定	22,418 件	17,637 件	19,363 件																		
技能講習・教習	22,078 人	19,243 人	16,472 人																		
2 登録事業の今後の見通しと対応	これまでの登録事業の実施状況等から、全体として今後需要が拡大する状況ではないと見込まれます。需要に応じた組織体制にするとともに、事業の公正かつ厳正な実施に対応しています。																				
3 登録基準の評価、緩和等に関する要望	第三者検査・検定機関として、公正かつ厳正にその使命を果たすためには現行の基準は必要であると考えます。																				
4 その他の意見・要望	今後とも、検査・検定による安全性の確保が適切に行われるようお願いいたします。そのため、製造時等検査基準、性能検査基準等は、労働安全衛生法に基づく省令等で定めていただくようお願いいたします。（別添「参考」）																				

備考：必要に応じ、資料を添付すること。

【参考】

○建築基準法の適用を受けるエレベーターの検査項目等について

- 1 特定機械等のうち、エレベーターについては、建築基準法の適用を受けるものがあります。建築基準法に基づく定期的な検査や点検が義務付けられているエレベーターについては、平成20年国土交通省告示第283号「昇降機の定期検査報告における検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」において、詳細な検査項目等が定められています。
- 2 この平成20年国土交通省告示第283号は、平成18年、19年とエレベーターの事故が相次いだことを受けて、「社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会」において、平成20年2月26日に「昇降機、遊戯施設等の安全確保について とりまとめ」が部会報告としてとりまとめられ、その中で、「定期調査・検査の項目、方法及び判定基準について法令上の位置づけが不明確」とされたことを受けて、建築基準法施行規則に基づき制定されたものです。

平成 23 年 10 月 26 日

第 3 回 指定登録制度改革検討委員会

登録機関ヒアリング項目シート（法人名：株式会社 損害保険ジャパン）

項目	内容
1 法人の概要 （例：設立日、組織・体制、登録事業の種類、各登録事業の沿革（登録年月日、事業の実施状況））	<p>設立日：明治 20 年(東京火災、その後合併により安田火災を経て現在の損害保険ジャパンとなる)</p> <p>組織・体制：全国に 8 検査事務所</p> <p>登録事業の種類：ボイラーおよび第一種圧力容器の性能検査</p> <p>登録事業の沿革</p> <p>登録年月日：明治 44 年ボイラー検査代行者として警視庁から指定、昭和 10 年更新検査の代行者として指定、平成 16 年登録性能検査機関に移行</p> <p>事業の実施状況：検査基数 ボイラ： 2,916 基 （平成 22 年度） 第一種圧力容器 9,902 基</p> <p>参考資料 1：ボイラー検査 100 周年</p>
2 登録事業の今後の見通しと対応	<p>現在の性能検査機関を継続する。</p> <p>ボイラーの検査基数は昭和 50 年代をピークに、現在は 30%程度に激減しているが、検査基数のシェアは従来から 10%を維持している。また開放検査周期認定事業場は 55 事業場で、認定基数は約 3,000 基あり、優良物件が多い。</p> <p>検査員数は 40 名程度であり検査技術レベルは徹底しやすい。</p> <p>参考資料 2：ボイラ検査判定シート例</p> <p>また、検査料の収納は全国の保険代理店がボイラ保険として募集しているので、募集網は多数あり効率は良い。</p> <p>参考資料 3：ボイラ検査のご案内</p>
3 登録基準の評価、緩和等に関する要望	<p>性能検査員選任条件の緩和</p> <p>例：同等以上の知識経験を有するものとして、「1 級ボイラ技士免許を受けた者で、ボイラーの取扱い、検査、保守等の業務に 10 年以上従事した経験を有し、研修が 80 時間以上であり、かつ、検査実習が 80 件であるものを終了したもの」</p>
4 その他の意見・要望	特にありません。

備考：必要に応じ、資料を添付すること。



# ボイラー検査 100 周年

## はじめに

明治 44 年 (1911)、損保ジャパンがボイラー検査の代行権を得て、ボイラ保険にあわせて検査業務を開始してから、おかげさまで今年 100 周年を迎えることができました。これもひとえに行政をはじめ、お客様および関係者各位の長年にわたるご指導、ご愛顧、ご支援の賜物と心から感謝申し上げます。

損害保険会社が個々の契約物件を年毎に詳細に検査し、安全性を確保し、あるいは危険の改善を求めるという業務形態は、わが国ではあまり例がありません。しかも法律で義務づけられている性能検査の検査機関ともなると、ボイラ保険において他にはありません。こうした業務形態は、19 世紀中葉、英米において始められ、ボイラ保険はこれを範とし、災害防止の観点からお客様の産業安全ならびに労働安全に寄与しております。

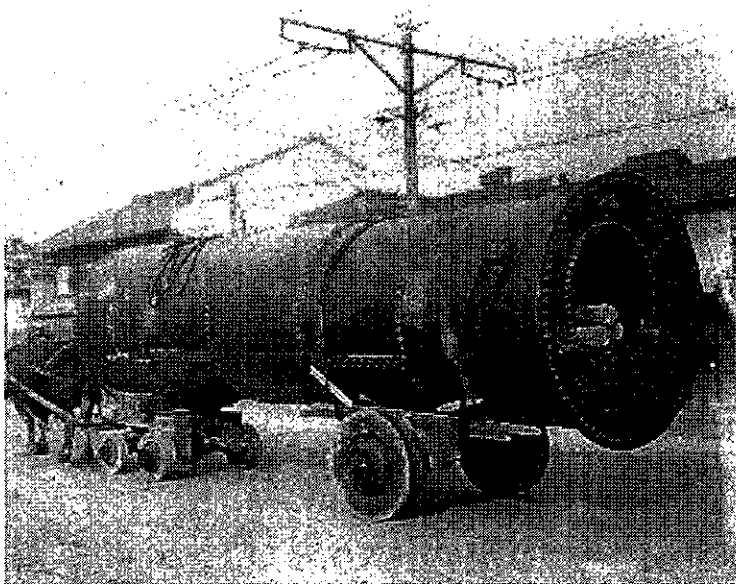
ボイラー検査 100 年の歴史を顧みますと、種々の困難があり、容易な道程ではありませんでした。損保ジャパンの前身のひとつである第一機罐が明治 41 年に創業し、その後 3 年の実務経験を経て、初めて警視庁令に基づく代行機関の認可を得ました。次いで、愛知県令、大阪府令と順次府県令が発せられ、大正 10 年に至って全国の代行権をいただきました。このように創業者の苦心は並々ならぬものであり、紡績工場を主体とする当時の産業界の性能検査実施に対するご支援は多大なものでした。昭和になってからは、汽罐取締令が制定されて全国の代行検査が行えるようになり、産業界では化学工場などの大工場が多くなり、検査基数は順調に増加しました。

その後、燃料が石炭から重油、軽質油、ガスと変遷がありボイラ事故の形態も低水事故やガス爆発事故が多発しました。検査機関としても各種事故防止の提案を行い、行政からも事故防止に関する各種指針が出され、近年は大きなボイラー事故が大幅に減少してきました。

また昭和の終わりから小型貫流ボイラーが急速に増加し、性能検査が必要なボイラーは激減しました。このような状況にあっても当社の検査基数割合が変わらなかったことは、石油関連業界を始めとしたご契約者や関連団体の当社検査へご理解が得られていたものと感謝申し上げます。

今回ボイラー検査 100 年を迎えるにあたって、なお初心にかえり、皆様のご期待に沿うよう、これからも資質の向上に努め、新世紀へ向かって一層の発展を期しております。

皆様の変わらぬご愛顧とご支援をお願い申し上げます。

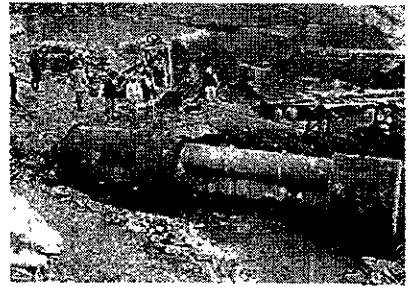


株式会社 損害保険ジャパン

# ボイラー事故の移り変わり

## 1. 大正～昭和10年頃

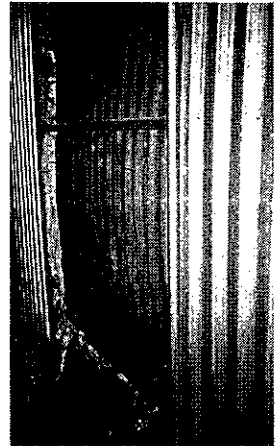
当時のボイラーはコルニッシュ、ランカシャ、横置多管式で過半数を占め、事故の形態は破裂が極めて多く発生していました。事故原因は、まだボイラーの製作技術が未熟で構造規格も確立していない時代であり、工作不良や構造欠陥も大きな割合を占めていました。



ランカシャボイラーの破裂、飛出し

## 2. 昭和11年～20年

ボイラーの種類は、依然としてコルニッシュ、ランカシャ、横置多管式が過半数を占めていたが、水管式が増えてきました。燃料はほとんどが石炭であり、手動による運転でした。事故の形態としては低水事故が多くなっており、その原因は水面計の監視不十分などの操作ミスによるものでした。



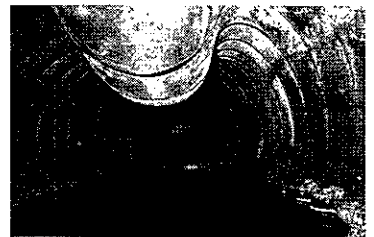
水管式ボイラーのガス爆発によるケーシングの張出し

## 3. 昭和21年～30年

ボイラーの種類は、コルニッシュ、ランカシャ、横置多管式がまだ多かったが、ビルの暖房用に鑄鉄製組合せ式ボイラー（以降、鑄鉄製ボイラー）が増えてきました。そのためボイラー本体の鑄鉄部分に亀裂事故が発生し始めました。燃料は石炭から重油に転換した時期であり、ガス爆発が少しずつ発生してきました。

## 4. 昭和31年～40年

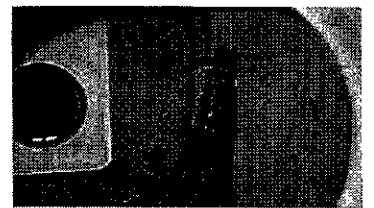
ボイラーの種類は、旧タイプの炉筒ボイラーが減少し、炉筒煙管式や水管式がさらに増えてきました。燃料は、重油規制の緩和に伴い石炭から重油に切り替ってきたので、事故の種類はガス爆発事故が多くなってきました。



炉筒煙管式ボイラーの低水事故による炉筒の膨出、破口

## 5. 昭和41年～50年

ボイラーの種類は旧タイプの炉筒ボイラーが一段と減少し、水管式、炉筒煙管式、鑄鉄製がほとんどとなり、全設置基数も大幅に増えてきました。事故の種類は、運転の負荷が高くなったためか水管の破裂が多くなりました。ガス爆破や低水事故も同程度の割合で発生しており、炉筒煙管式ボイラー本体が低水事故により炉筒が破裂し10mも飛出した大災害が発生しました。（いわゆる飛動事故）



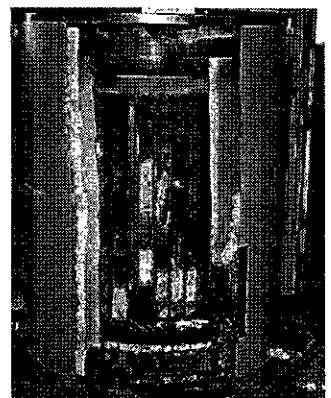
鑄鉄製ボイラーの亀裂漏洩

## 6. 昭和51年～平成元年

労働省から事故防止のために、「ボイラーの低水位による事故の防止に関する技術上の指針」と「油炊きボイラー及びガス炊きボイラーの燃焼設備の構造及び管理に関する技術上の指針」が示され、低水事故とガス爆発事故は減少してきました。そのため鑄鉄製ボイラーの亀裂事故の発生割合が高くなってきました。

## 7. 平成元年～

この頃からボイラーの種類は多管式小型貫流ボイラーが多数設置され、性能検査が必要な炉筒煙管式ボイラーや水管式ボイラーは激減し、事故件数も減少してきました。多管式貫流ボイラーは、重大事故の発生はありませんが、スケール付着による水管の閉塞、過熱、破口が多くなってきました。



小型貫流ボイラーのスケール付着による水管の閉塞、過熱、破口

## 当社のボイラー検査

### 1. 設立当初の検査（明治 41 年）

ボイラー検査の基本方針として、まず第 1 に、ボイラーの破裂事故の防止（防災）、第 2 に蒸気発生についての正しい使い方（保全）、第 3 に蒸気の経済的使用（熱管理）を掲げました。

検査業務の種類およびその内容は次のとおりでした。

- 〈1〉定期検査：毎年 1 回、使用期間満了のときに行う使用期間更新のための検査
- 〈2〉普通検査：ボイラーの使用中の状態を 1 年に数回程度訪問して行う外観検査
- 〈3〉臨時検査：保険契約の際または契約者からの要望に応じて必要と認めたとときに行う検査

### 2. 汽罐検査規程制定（昭和 19 年）

第一機罐から安田火災への移行時に汽罐検査規程を作成し、判定に関しては次のとおりでした。

- 〈1〉検査および試験により保険の目的に欠陥があると認められた時は、保険契約者または被保険者に修理を指示する。また事故発生の危険があると認められる時は速やかに所轄官公署に届出る。
- 〈2〉検査、試験およびその他技術に関する事項は、汽罐構造規格、日本標準規格およびその他の法令によるものとする。

### 3. 指示事項確認基準制定（昭和 38 年）

労働省からの通達「ボイラー及び圧力容器に対する代行検査業務の実施について」により、検査結果は合格とした場合においても、一定の措置を講ずることを指示したときは、「指示事項確認基準」により講じた措置を確認することになりました。当社では、合格で補修を指示したもののうち確認を要する指示事項を、臨場確認、文書確認、口頭確認の 3 種類に規定し、是正確認を実施することになりました。

### 4. 検査判定結果変更（昭和 47 年）

安全衛生法施行時に労働省からの指導により業務規程を改定し、検査の結果は、合格、条件付合格、不合格が規定されました。判定が条件付合格になった場合は、上記のとおり指示事項の確認を有効期間満了後 1 ヶ月以内に行うことが必要になりました。

### 5. 登録性能検査機関移行（平成 16 年）

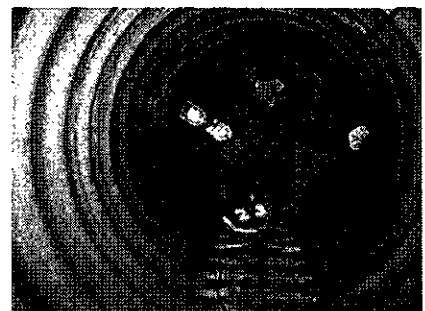
労働安全衛生法の改定により代行性能検査機関から登録性能検査機関になり、厚生労働省から検査基準として「性能検査に係わる検査の方法等」が通達として出されました。新制度の検査項目と検査方法は従来の検査判定基準とほとんど変わりませんが、検査の結果は従来の合格、条件付合格、不合格の 3 種類から、合格と不合格の 2 種類に変更されました。検査で判定基準に適合しない不具合があった場合は、有効期間内に補修しなければ検査結果が不合格と判定されることになりました。

### 6. 開放検査周期認定制度（平成 20 年）

厚生労働省の通達により平成 8 年から検査方法の一部が緩和され、優良事業場に運転時検査が認められ、平成 20 年には開放検査の周期が 2、4、8 年まで拡大されました。当社では今までに約 55 事業所に対して認定制度を指導し、ボイラー、圧力容器合計で約 3,000 基が認定されました。

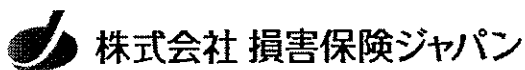
### 7. 現在の検査体制

当社の検査は単に合格、不合格の判定をするのではなく、事故やトラブル等のデータを元に予防保全のアドバイスを中心とした伝統的な検査を実施しています。また、必要に応じて不具合箇所の写真をアドバイスシートとして提供するなど、今後もボイラー検査を通じて企業の安全と安心を提供していきます。



## 年 表

年号(西暦)	当 社	行政および関係団体
明治 20 年(1887)	東京火災保険創立	
明治 41 年(1908)	第一機関汽罐保険創立	東京電灯、火力発電供給開始
明治 44 年(1911)	第一機関汽罐保険、ボイラー検査代行者に指定(警視庁)	
昭和 5 年(1930)	第一機関汽罐保険、第一機罐保険に社名変更	
昭和 9 年(1934)		汽罐協会設置
昭和 10 年(1935)	第一機罐が更新検査の代行者に指定(汽罐取締令) この結果、唯一の検査代行機関となり、全国都道府県の検査代行者が認められた。	内務省、汽罐取締令を交付
昭和 13 年(1938)		汽罐取締行政を厚生省に移管
昭和 19 年(1944)	安田火災創立(東京火災、帝国海上、第一機罐 3 社合併) 新会社に対して性能検査代行者指定	
昭和 22 年(1947)		日本汽罐協会、米軍施設ボイラー検査開始(当社出身の石谷清一氏が主任検査員)
昭和 28 年(1953)		日本ボイラ協会(旧、日本汽罐協会)、性能検査代行者指定
昭和 33 年(1958)	汽罐保険約款一部改訂、特約付加(膨出、ガス爆発、亀裂を担保)	
昭和 36 年(1961)		ボイラ・圧力容器安全協会設立
昭和 37 年(1962)	汽罐保険約款全面改訂(担保範囲拡張)「ボイラ・ターボセット保険」に改称	ボイラ・圧力容器安全協会、性能検査代行者指定 (現在のボイラ・クレーン安全協会で当社出身の芳賀太兵衛氏が初代検査長)
昭和 47 年(1972)		労働安全衛生法公布
昭和 48 年(1973)	安全技術部設置(検査業務はボイラグループが担当)	
平成 2 年(1990)	安全技術部をテクノサービス部と改称(検査業務はボイラ検査課が担当)	
平成 13 年(2001)	検査業務を企業商品業務部ボイラ技術グループに移管	
平成 14 年(2002)	損害保険ジャパン創立(安田火災と日産火災が合併)	
平成 16 年(2004)	労働安全衛生法改定により登録性能検査機関に移行 (北海道、東北、関東、静岡、中部、北陸、西日本、九州の 8 検査事務所)	労働安全衛生法の改定施行(公益法人に係わる改革を推進するための関係法律の整備に関する法律)



**株式会社 損害保険ジャパン**

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03(3349)3111  
ホームページアドレス <http://www.sompo-japan.co.jp>

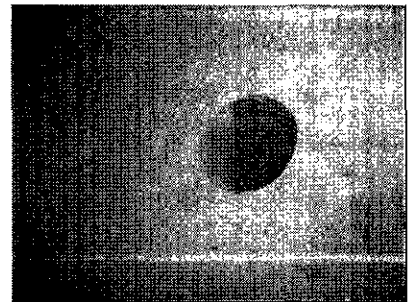
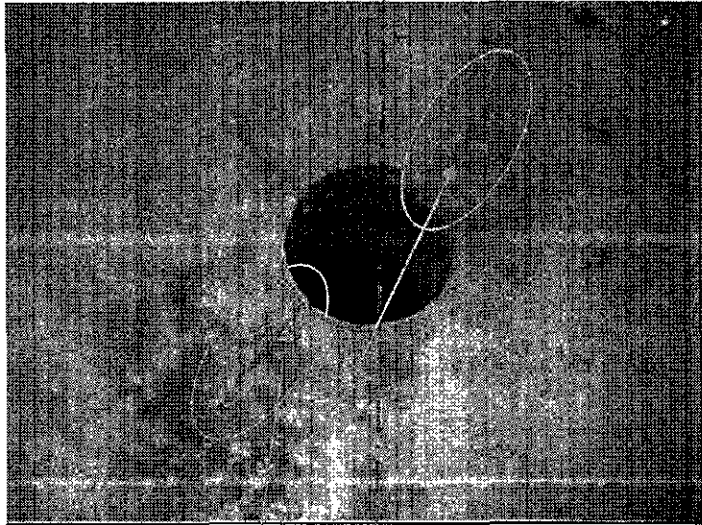
お問い合わせ先

# ボイラ検査判定シート

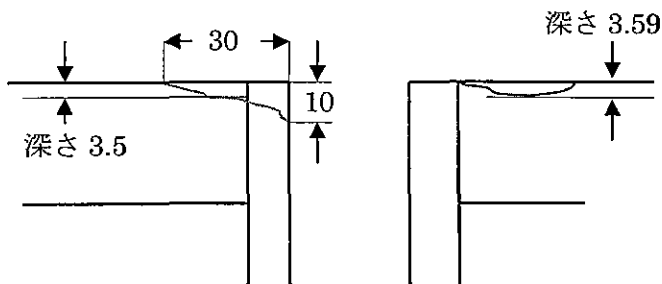
2010-041	スチームアキュムレーターブロー管溶接部割れ		
種類	スチームアキュムレーター	材質	SB46
圧力	16 (k) MPa	寸法	3,000 * 17,076 mm
HS or V	92.3 (m) m <sup>3</sup>	使用状況	連続運転 1.3 MPa 程度
検査年	H. 22. 2. 15	他	
製造年	1987. 3	使用年数	23 年

【状況および写真】

ブロー管溶接部



割れ部分  
胴軸長手方向



10

報告書 記事	本体内面ブロー管溶接部で、ブロー管に長さ10mmの割れがあり修理を指示しておりましたが、2月25日修理完了を確認しました。
参考マニュアル	C-2
備考	性能検査当日に変更届提出。事業者が翌日には通常運転開始を希望していたため、変更検査も当日実施され合格となった。

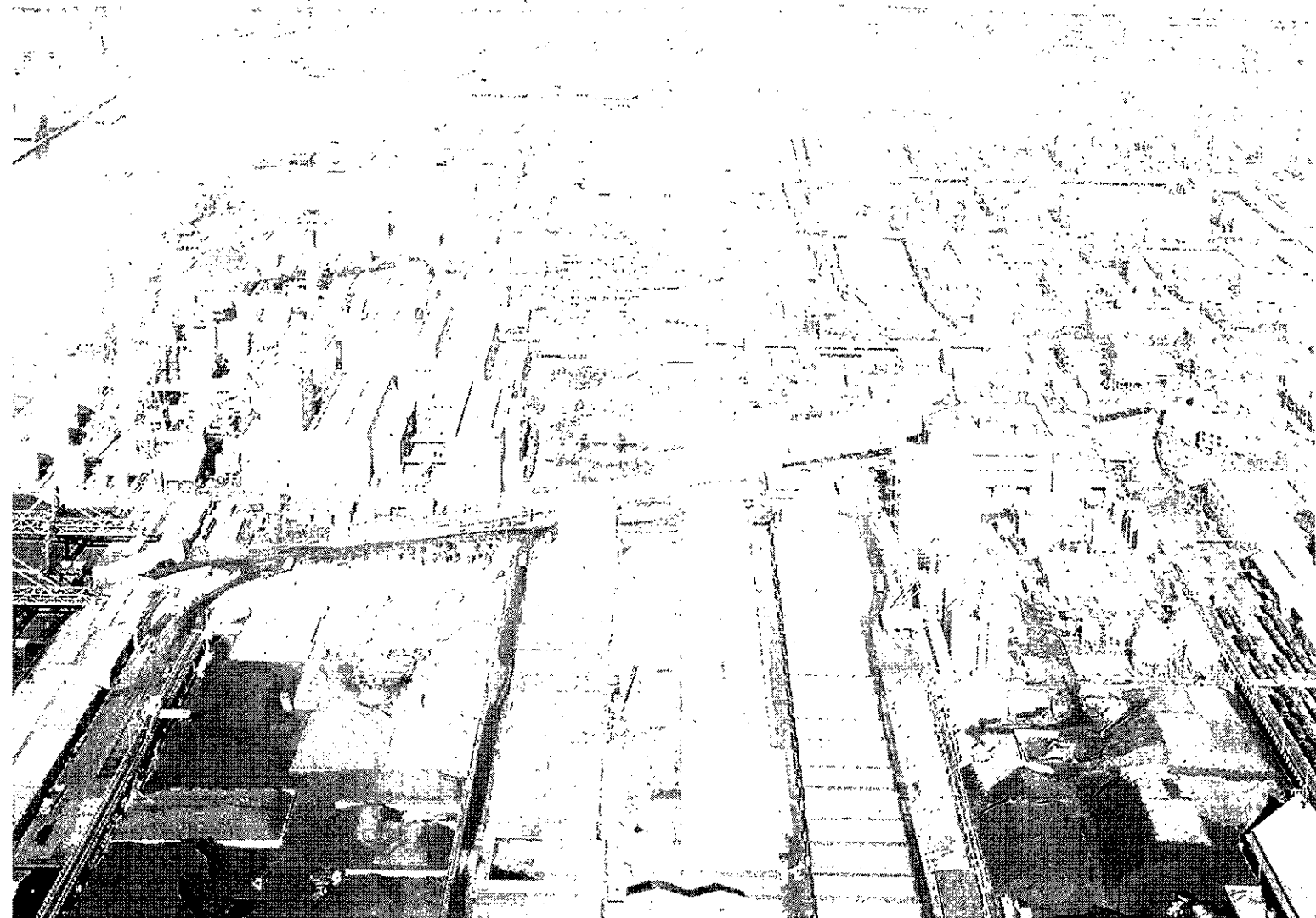


SOMPO  
JAPAN

NKSJグループ

平成23年8月改定

# ボイラ検査 のご案内



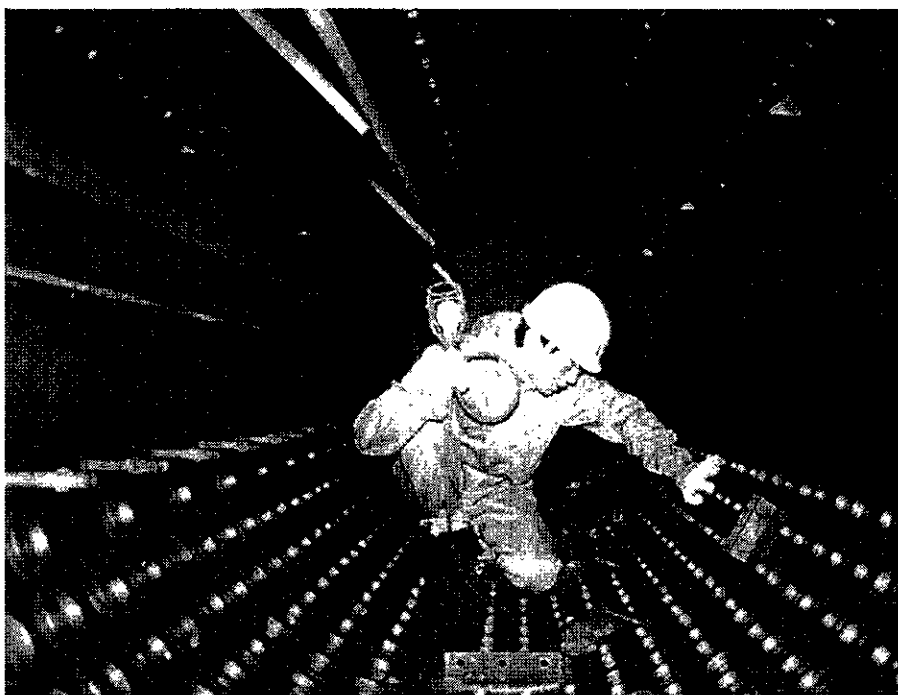
## わが国の ボイラ 検査制度

■ ひとたび破裂やガス爆発が発生すると、人身事故に至る危険性が高いボイラや圧力容器は、明治時代から、その使用が法律で規制され、検査が義務付けられてきました。

ボイラの使用を規制する現在の法律は、従来の労働基準法を充実強化して昭和47年6月に公布された「労働安全衛生法」です。詳細については同法に基づいて、「ボイラー及び圧力容器安全規則」が制定され、同年10月1日から施行されました。

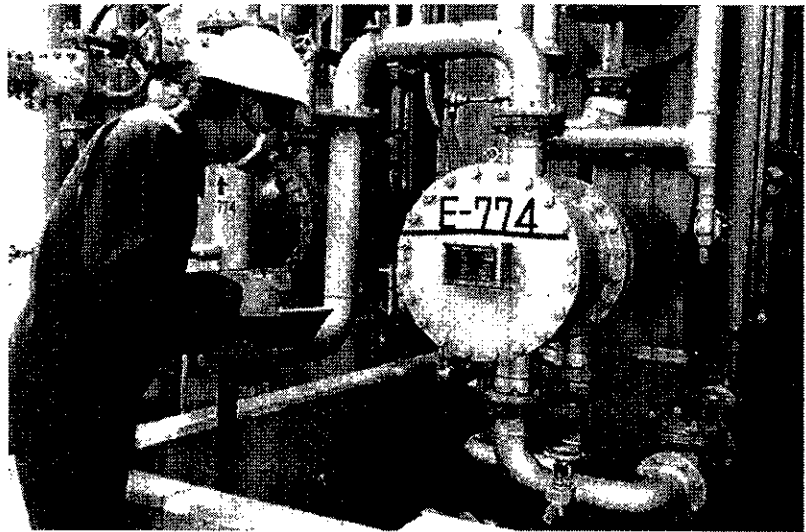
■ この規則によると、ボイラを設置した事業者は、所轄の労働基準監督署が行う「落成検査」を受けなければなりません（同規則第14条）。落成検査に合格したボイラには「ボイラー検査証」が交付されます。同法第40条では、この「ボイラー検査証」を交付されていないボイラは使用してはならないと定めています。

■ この落成検査の有効期間は1年であり、有効期間を更新するには、登録性能検査機関が行う「性能検査」に合格しなければなりません（同規則第38条）。これはボイラの性能の良し悪しを調べるのではなく、今後1年間の使用に耐えうるかどうかを検査するものです。したがって、ボイラの使用を続けるためには、毎年、この性能検査を受けなければなりません。私たちが通常「ボイラ検査」と呼ぶのは、この「性能検査」をさします。



◀ 損保ジャパン検査員による  
水管式ボイラの検査風景

損保ジャパン検査員による  
石油精製プラント圧力  
容器の検査風景▶



■ ところで、ボイラや圧力容器は、その使用者や使用目的によって関係法令が異なります。これを一覧表にすると下表のようになります。この中では、産業用ボイラ・圧力容器が大多数を占めており、前に述べた労働安全衛生法の適用を受けています。現在、その数はボイラ・圧力容器合わせて、約14万基あります。

#### ボイラ・圧力容器に係わる根拠法および主務官庁

	根拠法	主務官庁	検査官庁および登録検査・審査機関
産業用ボイラ・圧力容器 (一般の工場やビルに 設置されているもの)	労働安全衛生法	厚生労働省	損保ジャパン 日本ボイラ協会 ボイラ・クレーン安全協会 労働基準監督署
発電用ボイラ (電力会社のほか各工場の自家 発電用ボイラも含む)	電気事業法	経済産業省	経済産業局 発電設備技術検査協会 NKSリスクマネジメント(当社グループ会社) 他4社
鉱山用ボイラ	鉱山保安法	経済産業省	鉱山保安監督部(事務所)
船用ボイラ (船の中にあるボイラ)	船舶安全法	国土交通省	海運支局 日本海事協会
石油・石油化学等 のボイラ・圧力容 器・装置一式	労働安全衛生法が 適用されるもの	労働安全衛生法	厚生労働省
	上記以外	高圧ガス保安法	経済産業省
国有的ボイラ・圧力容器	国家公務員法	人事院	各省庁(人事院) <sup>(注)</sup>
地方公共団体所有の ボイラ・圧力容器	地方公務員法	総務省	地方公共団体の人事委員会 <sup>(注)</sup> または市町村長

(注) 委託を受けて損保ジャパンが検査を実施しているケースがあります。



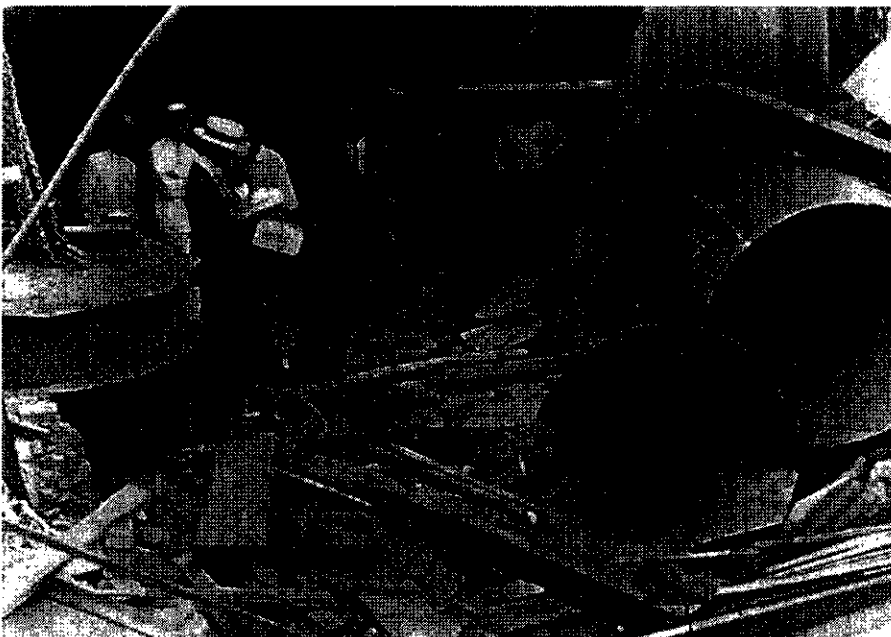
## 損保ジャパン のボイラ 検査歴史

■ 1年に1度受けなければならない「性能検査」は、「登録性能検査機関」で受けることができます。現在この機関として損保ジャパン、日本ボイラ協会、およびボイラ・クレーン安全協会が厚生労働省から登録を受けています。

■ ボイラの歴史を振り返ってみますと、わが国でボイラが最初に使われ始めたのは、明治5年頃です。その後続々とボイラが設置されるようになり、明治36年には、毎年1回ボイラの検査を行うことが汽缶取締令で定められました。当時は警視庁や各府県の警察が検査の任に当たりました。

■ 一方、ボイラの保険および検査の会社として誕生した第一機関汽缶保険株式会社（後に合併により損保ジャパンとなる）は、明治44年（1911年）には、国内で初めて民間の「性能検査代行機関」として指定され、以来100年にわたって損保ジャパンはボイラ・圧力容器の検査を通じて国家の安全行政に貢献してまいりました。

その後、昭和28年に日本ボイラ協会、昭和37年にボイラ・クレーン安全協会が性能検査代行機関として指定され、2004年4月の労働安全衛生法改正により当社を含む代行機関が「登録性能検査機関」として登録され、現在に至っています。



◀昭和2年、ボイラの事故  
現場調査を行う第一機関汽缶  
保険（株）の検査員

# 検査が必要な ボイラ 圧力容器

労働安全衛生法に基づく規則によって性能検査を受けなければならないボイラおよび圧力容器（検査証番号記載の「検査証」が交付されている）の基準をまとめると、下表のようになります。表の各種類ごとの要件のいずれかに該当すれば検査が必要となります。

種類	要件 (いずれかに該当すれば検査が必要)	
蒸気ボイラ	1. 最高使用圧力が0.1MPaを超えるもの 2. 伝熱面積が1㎡を超えるもので、 (1) 胴の内径が300mmを超えるもの、または (2) 胴の長さが600mmを超えるもの	
ボイラ 貫流ボイラ (注1)	1. 最高使用圧力が1.0MPaを超えるもの 2. 伝熱面積が10㎡を超えるもの 3. 汽水分離器を有するものは、 (1) その内径が300mmを超えるもの、または (2) その内容積が0.07㎡を超えるもの	
温水ボイラ (注3)	1. 最高使用圧力が0.1MPaを超えるもの 2. 伝熱面積が8㎡を超えるもの ただし、最高使用圧力が0.2MPa以下で 伝熱面積が2㎡以下のものを除く。	
第一種圧力容器 (注4)	1. 最高使用圧力 (MPa) と内容積 (㎡) を 掛け算した数値が0.02を超えるもの 2. 最高使用圧力が0.1MPaを超えるもので、 (1) 胴の内径が500mmを超えるもの、または (2) 胴の長さが1000mmを超えるもの	

注1 ボイラは、具体的には次の3つの要件から成ります。  
 (1) 火気、高温ガスまたは電気を熱源とするものであること。  
 (2) 水または熱媒を加熱して蒸気または温水をつくる装置であること。  
 (3) 蒸気または温水を他に供給する装置であること。

注2 管の一端から水を送り込み、他端から蒸気を取り出す水管式ボイラの種類です。

注3 水を加熱して温水をつくるボイラで、暖房や給湯に使用されます。

注4 一口に圧力容器といってもその種類や規模は様々で、危険性の度合いも違います。そこで危険性の高い圧力容器で一定規模を超えるものを第一種圧力容器とし、その作用により次の4つに区分しています。  
 (1) 加熱器 …… 蒸気その他の熱媒により固体または液体を加熱する容器（蒸煮器、熱交換器等）  
 (2) 反応器 …… 化学反応、原子核反応等によって内部に蒸気が発生する容器  
 (3) 蒸発器 …… 液体の成分を分離するため、これを加熱し、その蒸気を発生させる容器  
 (4) アキュムレータ …… 大気圧における沸点を超える温度の液体を内部に保有する容器  
 ※ 最高使用圧力0.1MPa(メガパスカル) = 1 kg/cm<sup>2</sup>

## ボイラ保険 と ボイラ検査

■ ボイラや圧力容器の事故による損害に対して保険金をお支払いするボイラ保険は、損保ジャパンだけが販売している保険です。また、ボイラ検査を行うことができる「登録性能検査機関」は、民間企業では損保ジャパンだけです。

■ 損保ジャパンの検査は、ボイラ保険のご契約者を対象に実施しております。この場合、ご契約と同時に検査料（巻末に表示）をいただきます。

現在、損保ジャパンでは毎年ボイラ、圧力容器合わせて約1万4千基の性能検査を実施しております。

■ 損保ジャパンでは、約40名の優秀な検査員が、右記の全国8カ所の事務所でボイラおよび圧力容器の性能検査に関する皆様のご用命をお待ちしております。当社代理店、営業課支社または右記ボイラ検査事務所へ、ご遠慮なくお問い合わせください。

## 開放検査周期 認定制度

2・4・6・8年

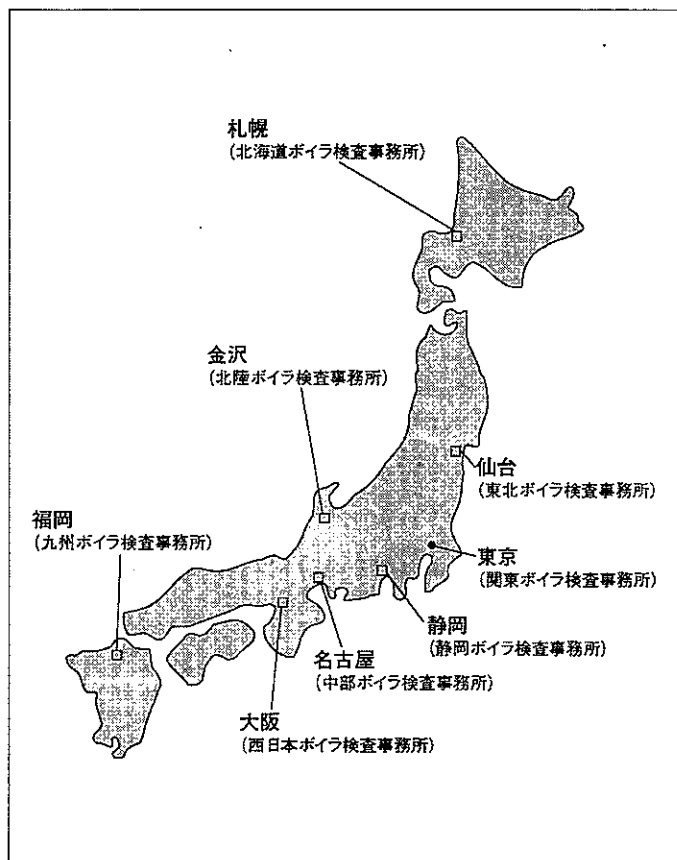
■ 性能検査は原則としてボイラ等を停止し、冷却、掃除をして、開放した状態で受けることとされていますが、所轄労働基準監督署長が認定したボイラ等については、運転または停止状態で開放せずに性能検査を受けることができます。

### 認定手続きの概要

1. 申請は、事業場単位で行います。
2. 申請者は事前審査を受ける必要があります。  
事前審査は、登録性能検査機関を経由して申請し、その際、審査手数料が必要となります。  
事前審査は、学識経験者及び登録性能検査機関で構成される事前審査委員会において、書類審査および現地調査によって実施されます。  
事前審査の結果は、登録性能検査機関を経由して申請者に通知されます。
3. 申請者は事前審査の結果を添えて、所轄労働基準監督署長に開放検査周期の認定申請を行います。認定の可否は、所轄労働基準監督署長から認定申請者に通知されます。
4. 認定の有効期間は5年間です。  
引き続き開放検査周期の認定を希望する場合は、所定の手続きにより更新することができます。

■ 開放検査周期認定制度の詳細については、右記のボイラ検査事務所へご照会ください。

〈ボイラ検査事務所 所在地〉



ボイラ検査事務所

関東：☎160-8338 新宿区西新宿1-26-1  
TEL (03)3349-4312  
FAX (03)3348-8357

北海道：☎060-8552 札幌市中央区北1条西6-2  
TEL (011)281-6150  
FAX (011)251-5274

東北：☎983-0852 仙台市宮城野区榴岡3-7-35  
TEL (022)298-2311  
FAX (022)298-2315

北陸：☎920-8558 金沢市香林坊1-2-21  
TEL (076)232-1191  
FAX (076)224-0400

静岡：☎420-0031 静岡市葵区呉服町1-1-2  
静岡呉服町スクエア  
TEL (054)254-1212  
FAX (054)254-3528

中部：☎460-8551 名古屋市中区丸の内3-22-21  
TEL (052)953-3723  
FAX (052)953-3682

西日本：☎550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4  
NK肥後橋ビル6F  
TEL (06)6444-1560  
FAX (06)6444-1505

九州：☎812-8668 福岡市博多区博多駅前2-5-17  
TEL (092)481-1642  
FAX (092)451-5717

損保ジャパンの  
技術サービス

保険会社としての豊富なボイラおよび圧力容器の事故調査データを生かして、損保ジャパンでは次のような各種の防災活動を実施しており、皆様の安全管理推進のお役に立てるものと確信しております。

1. ボイラの防災調査
2. ボイラ取扱者に対する安全講習
3. 事故が発生した場合の事故原因究明と再発防止対策提案
4. 各種事故例などの作成配布

# 検査料

(2004年10月1日改定)

ボイラ保険契約単位の当社合計検査基数により、次のとおりとなります。

## 【ボイラ】 一基あたりの検査料

伝熱面積	契約検査基数 (ボイラ・圧力容器合計基数)		
	1～9基	10～99基	100基以上
5㎡未満	17,400円	17,000円	15,300円
5㎡以上 10㎡未満	21,200円	20,800円	18,700円
10㎡〃 40㎡〃	30,100円	29,400円	26,400円
40㎡〃 100㎡〃	35,000円	34,400円	30,900円
100㎡〃 200㎡〃	42,700円	41,900円	37,700円
200㎡〃 300㎡〃	50,000円	49,000円	44,100円
300㎡〃 500㎡〃	57,700円	56,600円	50,900円
500㎡〃 700㎡〃	73,100円	71,600円	64,400円
700㎡以上	80,800円	79,200円	71,200円

◇次の地域に所在するボイラについて、1基につき割増検査料12,000円を加算させていただきます。沖縄県および離島に所在するボイラについては当社にご照会ください。

北海道 (宗谷 オホーツク 根室 釧路 十勝 留萌 檜山 渡島の各振興局所管地域)  
青森県 秋田県 新潟県 鳥取県 島根県 高知県 宮崎県 鹿児島県

## 【圧力容器】 一基あたりの検査料

内容積	契約検査基数 (ボイラ・圧力容器合計基数)		
	1～9基	10～99基	100基以上
0.5㎡未満	9,700円	9,600円	8,600円
0.5㎡以上 1㎡未満	13,500円	13,300円	11,900円
1㎡〃 2㎡〃	17,400円	17,000円	15,300円
2㎡〃 5㎡〃	21,200円	20,800円	18,700円
5㎡〃 10㎡〃	25,500円	25,000円	22,500円
10㎡〃 30㎡〃	33,100円	32,400円	29,100円
30㎡〃 60㎡〃	37,400円	36,600円	32,900円
60㎡以上	41,200円	40,400円	36,300円

## ◎年末年始検査料

12月31日～1月3日に受検される場合は、上記検査料の1.3倍(百円未満四捨五入)となります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。

 株式会社 損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03(3349)3111  
ホームページアドレス <http://www.sampo-japan.co.jp>

お問い合わせ先

平成 23 年 10 月 26 日

第 3 回指定登録制度改革検討委員会

登録機関ヒアリング項目シート（法人名：HSB ジャパン(株)）

項 目	内 容
<p>1 法人の概要</p> <p>（例：設立日、組織・体制、登録事業の種類、各登録事業の沿革（登録年月日、事業の実施状況））</p>	<p>1. はじめに「登録個別検定機関」として</p> <p>平成 15 年 7 月の労働安全衛生法第 44 条第 1 項の改正に伴い第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器等の検定業務が国または指定検査機関から登録個別検定機関に移行され、エイチエスビージャパン株式会社（以下「HSBJ」という。）は、この制度により平成 17 年 2 月 17 日（第 1 回登録の更新日、平成 22 年 2 月 10 日）に厚生労働大臣より「登録個別検定機関」として登録の更新され個別検定を継続中。</p> <p>HSBJ は、世界中で最も広く採用され、日本のボイラー・圧力容器の技術基準の基礎となっている米国機械学会ボイラー・圧力容器規格（ASME Boiler and Pressure Vessel Code）に基づく公認検査機関として、ボイラー・圧力容器の世界で最も歴史のあるハートフォード スチームボイラ検査・保険会社（HSBCT）の日本法人として平成 12 年 1 月に設立されました。</p> <p>当社は 1975 年以来、ボイラーおよび圧力容器製造者に対して世界的に権威ある ASME 工場認定制度により日本の 85%以上の認定事業所において検査・審査を実施しています。</p> <p>この認定制度では、品質システムに加え ISO9000 シリーズではカバーされない技術的要求事項も含めての審査を行っていますが、この ASME 規格の技術的要求事項は、保安四法（電気事業法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法、消防法）で求められている技術基準のベースとなっています。</p> <p>当社は、保安四法の適用を受ける国内のボイラー・圧力容器等の機器製造事業者における機器の検査も行っています。また、電気事業法の法定事業者検査（使用前自主検査、溶接事業者検査及び定期事業者検査）における安全管理審査においては、登録安全管理審査機関として国からの認可を受けています。</p> <p>さらに、ISO9001、ISO14000 の審査認証のほかに各種の第三者検査および海外製品の国の代行検査（安全規則第 12 条「使用検査」第 4 項の「指定外国検査機関を含</p>

む。」)など、社会と企業のニーズに対応しております。当社には長年に渡りこのような業務経験を通して検査技術に習熟し豊富な経験を持つ多数の検査・審査員を擁しており、HSBCTの膨大なデータと強力なバックアップを得ながら、パートナーシップの精神で、皆様の品質システムの向上と利益拡大のために貢献することをお約束いたします。

2. 登録個別検定機関の登録区分とは

登録個別検定機関は、労働安全衛生法第44条第1項の別表第三に掲げる機械等の政令で定めるもの(2号第二種圧力容器、3号小型ボイラー、4号小型圧力容器等)が労働安全衛生法に定められた性能、構造要件を具備しているかを検証するため個別検定を実施しております。

3. 平成22年度の個別検定台数

個別検定の種類区分	個別検定台数
2号第二種圧力容器	3,031台
3号小型ボイラー	0台
4号小型圧力容器	333台

4. 検定員の員数

検定員 6名

2 登録事業の今後の見通しと対応

弊社は、登録個別検定機関としての資格維持と受註拡大へ活動に務めます。

<p>3 登録基準の評価、緩和等に関する要望</p>	<p>(製造時等検査の検査員の要件の緩和)</p> <p>(1) 安衛法、電気事業法、高圧ガス保安法(特定設備検査規則)及び消防法等の設計又は品質管理の実務を五年以上の経験を要する者を認めていただきたい。</p> <p>(2) 登録個別検定機関の個別検定経験を活用し、溶接検査申請書、溶接明細書、構造検査申請書及び構造明細書等の溶接及び構造検査等の検査方法及び明細書の処理方法などの検査実習を十件終了した者として認めていただきたい。</p> <p>(3) 申請者の所轄する都道府県労働局が立会い時を介して一緒に検査実習を認めていただきたい。</p> <p>(個別検定の検定員の要件の緩和)</p> <p>別表第 12(第 54 条関係)の検定員資格付けでは、安衛法ボイラー等の経験者以外の電気事業法、高圧ガス保安法特定設備検査規則及び消防法なども経験者として取り扱いを認めていただけますようお願いいたします。</p>
<p>4 その他の意見・要望</p>	<p>特になし。</p>

備考：必要に応じ、資料を添付すること。



平成 23 年 10 月 26 日

第 3 回指定登録制度改革検討委員会

登録機関ヒアリング項目シート（法人名：シブソングエンジニアリング(株)）

項目	内容
1 法人の概要	<p>①法人名：シブソングエンジニアリング(株) クレーン検査事業部</p> <p>②組織：検査事務所：3ヶ所（兵庫・大阪・関東） 営業所：3ヶ所（中部・中国・北海道） 従業員数：39名（直接要員27名 間接要員12名）</p> <p>③登録事業の種類：厚生労働省登録性能検査機関 特定機械（クレーン・移動式クレーン・EV・ゴンドラ・デリック）</p> <p>④登録事業の沿革： 平成13年7月 厚労省にシブソングエンジニアリングの指定申請を打診 平成14年12月 性能検査代行機関指定申請書を厚労省に提出 平成15年4月 厚労省大臣よりクレーン、移動式クレーンの指定認可を受理 平成15年10月 厚労省大臣よりEV、ゴンドラ、デリックの指定認可を受理 平成16年3月 代行制度から登録制度への制度変更に伴い、性能検査登録機関に変更となる。 平成22年3月 性能検査登録機関更新</p>
2 登録事業の今後の見通しと対応	中部・四国・九州に検査事務所を設立し、全国展開を図る。
3 登録基準の評価、緩和等に関する要望	検査長の資格要件として、学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、特定機械等の検査又は性能検査の業務に十年以上従事した経験を有する事との規定であるが、工業系高校の卒業生で特定機械等の検査又は性能検査の業務に十年以上従事した経験を有する事に変更できないのか。
4 その他の意見・要望	

備考：必要に応じ、資料を添付すること。

平成 23 年 10 月 26 日

第 3 回指定登録制度改革検討委員会

登録機関ヒアリング項目シート（法人名：公益社団法人 産業安全技術協会）

項 目	内 容
1 法人の概要 （例：設立日、組織・体制、登録事業の種類、各登録事業の沿革（登録年月日、事業の実施状況））	<p>設立日：昭和 40 年 4 月 21 日 産業安全研究協会設立</p> <p>組織・体制：4 部 1 課 3 室、職員 47 名（別紙 1 参照）</p> <p>登録事業の種類：機械等の個別・型式検定</p> <p>各登録事業の沿革：別紙 2 参照</p> <p>登録事業の実施状況：別紙 3-1, 3-2, 3-3, 3-4 参照</p>
2 登録事業の今後の見通しと対応	<p>主要な登録事業は、防爆構造電気機械器具型式検定事業であるが、国内産業の空洞化等により近年新規検定申請件数は大幅に減少している。また型式検定全体の市場規模も年間 4 億円程度と小さく、今後の事業拡大も多くは見込めない。</p> <p>そのため、役職員の給与カット、検定設備の整備等により事業経費の節減に努めつつ、検定機関としての使命と責任を果たしているが、事業運営には腐心している。</p>
3 登録基準の評価、緩和等に関する要望	<p>検定機関の複数化に異論はないが、登録要件の緩和、競争原理の導入は、検定の採算性が大きく加味され、検定の品質低下、引いては労働者の安全が脅かされる恐れがある。短期間、安価で合格証が得られるような検定申請者の求めに応じられるような検定機関でなく、検定の責務に意を注ぐ検定機関が評価され、存続するような登録基準、規制緩和を要望する。</p>
4 その他の意見・要望	<p>当協会は、ISO9001 ほかの認証を取得し、検定の信頼性確保に努めている。また、平成 23 年 4 月 1 日より公益法人改革 3 法に基づく公益社団法人へ移行し、検定品目の中には採算のとれないものがあるが、全体として非営利、公益に徹している。このような事業運営の方針・活動が、新規参入事業者との経済競争上のハンディにならず、公平な競争原理が働くよう配慮を望む。</p>

備考：必要に応じ、資料を添付すること。

別紙 1

公益社団法人 産業安全技術協会 概要と組織図 (平成 23 年 4 月 1 日限在)

(概要)

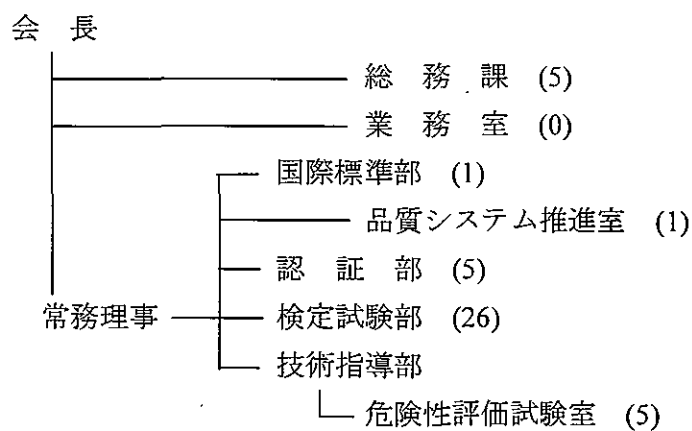
公益社団法人産業安全技術協会は、昭和 40 年に「産業安全研究協会」として創立され、昭和 45 年に「社団法人産業安全研究協会」として設立された公益法人（平成 23 年に現協会名に改名）で、埼玉県狭山市に所在している。

当協会では、労働安全衛生法令で定める防爆電気機器、プレス機械、保護マスク等の検定業務のほか、化学物質の爆発危険性評価や機械装置のリスクアセスメント等を実施している。

(役職員数)

役員	4
職員・嘱託	43
常勤計	47
顧問・参与	5 (非常勤)

(組織図)



## 別紙 2

### 産業安全技術協会 機械等の検定（個別・型式）の年譜

S40.04.21 産業安全研究協会設立

S45.06.25 社団法人として労働大臣の認可

S46.01.20 防爆機器旧検定則による検定代行機関の指定

S47.10.01 防爆構造電気機械器具の検定代行機関指定

S50.05.14 検定代行機関指定（プレス・シャアの安全装置、ロール機の急停止装置、丸のこ歯の接触予防装置、自動電撃防止装置、絶縁用保護具、絶縁用防具）

S51.02.26 検定代行機関指定（保護帽）

S51.08.02 社団法人産業安全技術協会への名称変更認可

S51.08.23 社団法人産業安全技術協会としての検定代行機関指定

S52.01.07 動力プレスが検定対象機械等に追加（省令改正）

S53.01.25 安衛法の改正により、個別検定・型式検定に分けて検定代行機関の指定

- ・個別検定：ロール機の急停止装置（電氣的制動方式）

- ・型式検定：プレス・シャアの安全装置、ロール機の急停止装置、防爆電気機器、丸のこ盤の歯の接触予防装置（可動式）、自動電撃防止装置、絶縁用保護具、絶縁用防具、保護帽

S53.03.14 型式検定代行機関指定（動力プレス）

H12.11.15 型式検定代行機関指定（防じんマスク及び防毒マスク）

H13.03.29 厚生労働大臣による検定代行機関（再）指定

H16.03.31 改正安衛法の施行（登録検定機関制度への移行）により、登録個別検定機関・登録型式検定機関として登録を受けた

H23.04.01 公益法人改革 3 法に基づき公益社団法人へ移行、公益社団法人産業安全技術協会と改称

## 検定品目別申請受理件数の推移

検定品目	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	新規検定	更新検定	新規検定	更新検定	新規検定	更新検定	新規検定	更新検定	新規検定	更新検定	新規検定	更新検定	新規検定	更新検定
プレス機械又はシャアの安全装置	7	21	8	32	5	54	8	35	3	35	8	49	5	35
練りロール機の急停止装置	12	3	18	6	19	4	35	0	32	5	8	4	17	0
防爆構造電気機械器具	1748	4167	1572	4206	1223	3925	1315	4459	1604	4482	1010	4052	1003	4262
木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置	6	26	12	24	3	24	4	14	7	17	4	23	2	16
交流アーク溶接機用自動電撃防止装置	0	6	2	7	0	9	0	12	0	2	4	8	2	19
絶縁用保護具	22	100	11	77	11	107	18	99	10	81	30	114	26	98
絶縁用防具	3	31	10	58	7	96	18	49	16	62	19	102	6	47
保護帽	103	264	52	295	66	479	99	325	89	310	83	524	90	354
動力プレス	8	15	8	23	2	33	2	19	1	15	12	13	2	11
防じんマスク	69	18	74	26	37	20	30	26	40	24	30	33	33	64
防毒マスク	54	14	32	18	5	44	41	31	27	41	31	40	12	37
練りロール機の急停止装置(個別検定)	20		20		7		90		27		9		8	
小計	2052	4665	1819	4772	1385	4795	1660	5069	1856	5074	1248	4962	1206	4943
合計	6717		6591		6180		6729		6930		6210		6149	

## 公益社団法人産業安全技術協会収支状況

(単位:円)

年度	一般会計			特別会計			関西支部特別会計等(※)			合計			
	収入	支出	収支差	収入	支出	収支差	収入	支出	収支差	収入	支出	収支差	繰越収支差
平成16年度	387,446,782	380,498,356	6,948,426	429,194,199	426,322,965	2,871,234	3,507,009	2,571,495	935,514	820,147,990	809,392,816	10,755,174	67,717,578
平成17年度	291,147,466	282,526,442	8,621,024	505,870,504	490,457,909	15,412,595	22,090,267	23,312,557	-1,222,290	819,108,237	796,296,908	22,811,329	90,528,907
平成18年度	383,495,811	377,086,057	6,409,754	470,610,782	497,242,174	-26,631,392	25,577,430	18,026,946	7,550,484	879,684,023	892,355,177	-12,671,154	77,857,753
平成19年度	345,191,481	341,242,413	3,949,068	482,022,793	473,855,660	8,167,133	10,159,633	17,733,234	-7,573,601	837,373,907	832,831,307	4,542,600	82,400,353
平成20年度	365,400,782	376,801,143	-11,400,361	550,182,606	576,463,395	-26,280,789	—	—	—	915,583,388	953,264,538	-37,681,150	44,719,203
平成21年度	359,380,587	334,156,702	25,223,885	450,638,356	464,896,276	-14,257,920	—	—	—	810,018,943	799,052,978	10,965,965	55,685,168
平成22年度	302,045,533	305,876,300	-3,830,767	383,602,310	384,598,437	-996,127	—	—	—	685,647,843	690,474,737	-4,826,894	50,858,274

※ 平成17年度～平成19年度の関西支部特別会計、平成16年度～平成17年度の機械振興事業特別会計の合計

## 平成22年度 機械等の検定種目別収支状況

(単位:円)

	型式検定種目	収入(A)	支出(B)	収支差(A-B)	備 考
1	練りロール機の急停止装置	2,108,000	729,397	1,378,603	
2	プレス機械又はシャーの安全装置	1,911,600	1,839,304	72,296	
3	防爆構造電気機械器具	322,125,400	328,965,207	-6,839,807	
4	防じんマスク	10,105,100	22,350,639	-12,245,539	
5	防毒マスク	4,512,200	11,230,816	-6,718,616	
6	木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置	696,100	528,202	167,898	
7	動力プレス	922,400	588,290	334,110	
8	交流アーク溶接機用自動電撃防止装置	845,000	765,038	79,962	
9	絶縁用保護具	4,630,700	8,397,429	-3,766,729	
10	絶縁用防具	1,615,100	3,577,887	-1,962,787	
11	保護帽	15,712,600	19,912,878	-4,200,278	
	合 計	365,184,200	398,885,087	-33,700,887	

	個別検定種目	収入(A)	支出(B)	収支差(A-B)	備 考
1	練りロール機の急停止装置	1,116,000	285,993	830,007	
	合 計	1,116,000	285,993	830,007	

## 品目別検定手数料の推移

検定品目	手数料令	指定機関	登録機関(H16.3.31～)				
	H12.10.1	H12.10.1	H16.7.1	H18.6.1	H20.7.1	H21.8.1	H23.8.1
練りロール機の急停止装置(ロール2組以下)	131,100	124,000	119,500	119,500	119,500	124,000	124,000
プレス機械又はシャーの安全装置(両手手払い式等)	129,500	124,000	119,500	119,500	119,500	124,000	124,000
防爆構造電気機械器具							
本質安全防爆構造, 部品点数N=65.ia, 同一型式なし	153,100	148,300	250,400	250,400	325,500	324,000	354,000
本質安全防爆構造, 部品点数N=65.ib, 同一型式なし					250,400	262,000	292,000
本質安全防爆構造以外, 換算値が70で同一型式なし	190,600	184,200	168,800	168,800	168,800	176,000	206,000
本質安全防爆構造以外, 換算値が70で同一型式あり			202,500	202,500	202,500	212,000	242,000
防じんマスク	101,700	101,600	213,800	213,800	232,300	242,000	242,000
防毒マスク(防じん機能なし)	219,800	219,700	234,700	234,700	262,000	274,000	274,000
木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置	129,500	126,400	119,500	119,500	119,500	124,000	124,000
動力プレス機械(両手操作式以外)	484,100	400,700	382,400	382,400	382,400	400,000	400,000
交流アーク溶接機用自動電撃防止装置	398,800	379,700	358,500	358,500	358,500	376,000	376,000
絶縁用保護具(電気用帽子以外)	132,400	126,400	119,500	119,500	119,500	124,000	124,000
絶縁用防具	132,400	126,400	119,500	119,500	119,500	124,000	124,000
保護帽(墜落時保護用)	131,900	126,400	119,500	119,500	119,500	124,000	124,000
更新検定手数料(各品目一律、同一型式の変更無し)	24,300	23,500	18,600	18,600	18,600	18,600	23,700

## 検定手数料変遷の概要

検定代行機関・登録検定機関が実施する検定の手数料は、「機関則(昭和47年9月30日労働省令第44号)」の定めに従って、これらの機関が労働大臣に提出して認可を求める「業務規程」の中で規定される。平成6年までは国で定めた手数料令による額と同額であった。平成9年の手数料令改正には当協会は追随せず、平成12年まで手数料は据え置かれた。(国が行う検定の手数料は、平成12年4月以降現在まで変わっていない。)

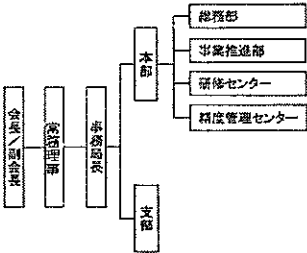
- ・平成12年10月1日、当協会は6年余ぶりに手数料を改定したが、同時期の国の手数料に比べると僅かながら初めて国を下回る手数料を設定した。
- ・平成16年7月1日、防爆機器の区分変更(5から3区分へ)その他品目の区分の細分化、新規検定手数料の特例等を含め、協会独自の手数料体系を導入した。
- ・平成18年6月1日、個別検定手数料及び保護帽の手数料を減額する特例の追加と、絶縁用保護具に電気用帽子の手数料を新たに設定するなど、マイナーな改定。
- ・平成20年7月1日、防じんマスク及び防毒マスクの検定手数料について見直しを行い、増額又は減額した。本質安全防爆構造のもののうち、ialについては+30%、本安以外のもので爆発等級3並びにグループⅡCのものについては+60%とした。同時5件以上申請時の割引の見直し(-10%→-5%)を行い、更新検定における同一型式の変更があるもの手数料を減額した(¥74,800→¥48,700)。
- ・平成21年8月1日、平成17年度に遡って検定手数料に消費税が課税されることとなったため、+5%を上限に手数料の見直しを行った。
- ・平成23年8月1日、電気機械器具防爆構造規格の改正に伴い試験項目が大幅に増大したことによる人件費増分として1件当たり一律+3万円とし、立会試験は-10%とした。一方更新検定における概要届けの審査が厳格化されたことから、更新検定の手数料について人件費増分1件当たり¥5,100値上げした。



平成23年10月26日

第3回指定登録制度改革検討専門委員会

登録機関ヒアリング項目シート（法人名：社団法人日本作業環境測定協会）

項目	内容
1 法人の概要	<p>1 設立根拠</p> <p>作業環境測定法（昭和50年5月1日 法律第28号制定）第36条の規定に基づき昭和54年12月1日に労働大臣の許可を得て設立された。</p> <p>2 法人の目的</p> <p>作業環境測定法第36条の規定に基づく法人として、作業環境測定士の品位の保持並びに作業環境測定士及び作業環境測定機関の業務の進歩改善に資するため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うこと。</p> <p>3 主な事業</p> <p>(1) 作業環境測定の実施及びその結果に基づく作業環境管理（以下「作業環境測定等」という。）に関する講習会等の開催</p> <p>(2) 作業環境測定等に関する情報の収集及び提供</p> <p>(3) 作業環境測定等に関する調査研究及びその成果の普及</p> <p>(4) 作業環境測定等に関する精度管理、巡回指導等の技術指導その他の援助</p> <p>(5) 機関誌及び作業環境測定等に関する図書の刊行</p> <p>(6) この法人の自主資格である「オキュペイショナルハイジニスト」の養成のための研修の実施及び資格の認定等</p> <p>(7) 作業環境測定法に基づき国の指定を受けて行う作業環境測定士の登録事務</p> <p>(8) 作業環境測定法に基づき東京労働局長に登録して行う作業環境測定士講習</p> <p>(9) 粉じん障害防止規則に基づき厚生労働大臣に登録して行うデジタル粉じん計の較正作業</p> <p>(10) 内外の関連学会等との連絡及び提携</p> <p>(11) 作業環境測定等に関する行政施策への協力</p> <p>(12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>4 組織</p> <p>本部 2部2センター6課（職員数15人）</p> <p>支部 13支部（支部は、会員の事務所等に置き、専属の職員はいない。）</p>  <p style="text-align: center;">会員数 976 会員</p>

5 登録事業の種類

デジタル粉じん計の登録校正機関

6 事業の沿革

(1) 指定校正機関

平成2年4月1日労働省労働基準局長より労働大臣告示に基づく相対濃度指示方法による測定機器の校正機関の指定を受けて「指定校正機関」として平成21年10月14日まで校正事業を実施。

(2) 登録校正機関

平成21年10月15日付け「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」による登録を受けて「登録校正機関」として平成21年10月15日から校正事業を実施。

7 デジタル粉じん計校正台数

(単位：台)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
校正台数	2,325	2,423	2,469	2,565	2,516

8 校正手数料

校正料金 20,000円 (平成23年度に21,000円から引下げ実施)

9 校正事業収支状況

(単位：千円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
収入	137,878	147,274	194,712	141,718	136,861
手数料	52,959	55,680	61,076	58,584	59,290
補助金	0	0	0	0	0
その他(※)	84,919	91,594	133,636	83,134	77,571
支出	121,284	185,271	184,071	146,558	132,599
収支	16,594	△37,997	10,641	△4,840	4,261

※その他には、校正を行う前の分解、クリーニング、交換部品代等含む。

2 登録事業の今後の見通しと対応

粉じん計の校正台数は、近年、上記のとおり年間2,500台程度で推移している。

デジタル粉じん計の主な使用者は作業環境測定機関であり、作業環境測定機関自身が精度を担保されたデジタル粉じん計を使用して、作業環境測定を依頼した事業主に対して結果を報告するべきであるとの意識が高まり、近年、このような実施台数になったと考えられる。

今後の見通しについては、本登録事業の目的である労働基準監督署長による特例許可事業場の新規件数が少ないことから、事業規模の増加は見込めず、今後も2,500台前後で推移するものと思われる。

3 登録基準の評価、緩和等に関する要望

なし

4 その他の意見・要望

なし